

# ドイツ・会計税務ニュースレター

## 第 17 回 税務

### DAC7: 税務コンプライアンスマネジメントシステムの導入

2023 年 6 月

#### はじめに

EU 理事会が 2021 年 3 月に採択した、「課税分野における行政協力に関する指令」の改正法（通称「DAC7」）に合わせ、ドイツ連邦参議院は同法の国内実施法を 2022 年 12 月 16 日に採択しました<sup>1</sup>。DAC7 実施法により、企業が税務コンプライアンスのための有効な内部統制を整備することによって、将来的に税務調査から部分的に免除されることが明示されています。

※ 本稿は、Grant Thornton AG（グラントソントン・ドイツ）が作成したものを、和訳・編集したものです。原文（ドイツ語）は [こちら](#) をご参照ください。

#### Contents

- ・ 背景
- ・ 有効な TCMS の導入効果
- ・ IDW PS980 に沿ったコンプライアンスマネジメントシステムの導入

#### 背景

税務コンプライアンスマネジメントシステム（Tax Compliance Management Systems、以下「TCMS」）は、企業の納税義務の積極的な遵守と、これに伴う責任や罰則リスクの回避を可能にするための内部統制を意味します。ドイツにおいて、これまで TCMS は、納税者の過失が発生した際の責任の有無を判断する際に考慮すべき事項として位置づけられていました<sup>2</sup>。

ドイツにおける DAC7 実施法の施行により、2023 年 1 月 1 日以降、TCMS にこれまで以上に明示的かつ大きな意義が与えられました。

<sup>1</sup> 参考 URL（ドイツ語）：[https://www.bundesrat.de/SharedDocs/drucksachen/2022/0601-0700/605-22.pdf?\\_\\_blob=publicationFile&v=1](https://www.bundesrat.de/SharedDocs/drucksachen/2022/0601-0700/605-22.pdf?__blob=publicationFile&v=1)

<sup>2</sup> 租税通則法（AO）第 153 条では「納税者が申告書の提出後、税務当局からの査定書受領前にその誤りに気付いた場合、遅滞なくその旨を示し、必要な修正を行う義務を有する」ものとしているが、当該修正が誤った納税申告書の単純な修正（153 条）として分類されるか、意図的な脱税行為（第 370 条）や過失による租税回避（第 378 条 3 項）の事後的な修正として分類されるかは、刑事罰のリスクが存在するかどうかを判断する上で非常に重要となる。この点、連邦財務省は 2016 年の通達で、「納税義務を果たすための TCMS の確立は、故意または過失の兆候を排除するものとなり得る。」との見解を示していた。また、連邦司法裁判所も翌 2017 年の税務刑事訴訟において、罰金の額を評価する際には既存の効率的な TCMS を考慮すべきであるとの判決を下した。

### 有効な TCMS の導入効果

改正された租税通則導入法（EGAO）によると、2029年4月30日までの期間中、税務調査の一環で企業のTCMSの対象税目に対する有効性が確認され、税務リスクがない、または僅少であると認められた場合、将来の税務調査において、調査の種類と範囲を制限する拘束力のある約束を付与することができるようになりました<sup>3</sup>。

このTCMSには、以下のことを保証するすべての内部統制が含まれます。

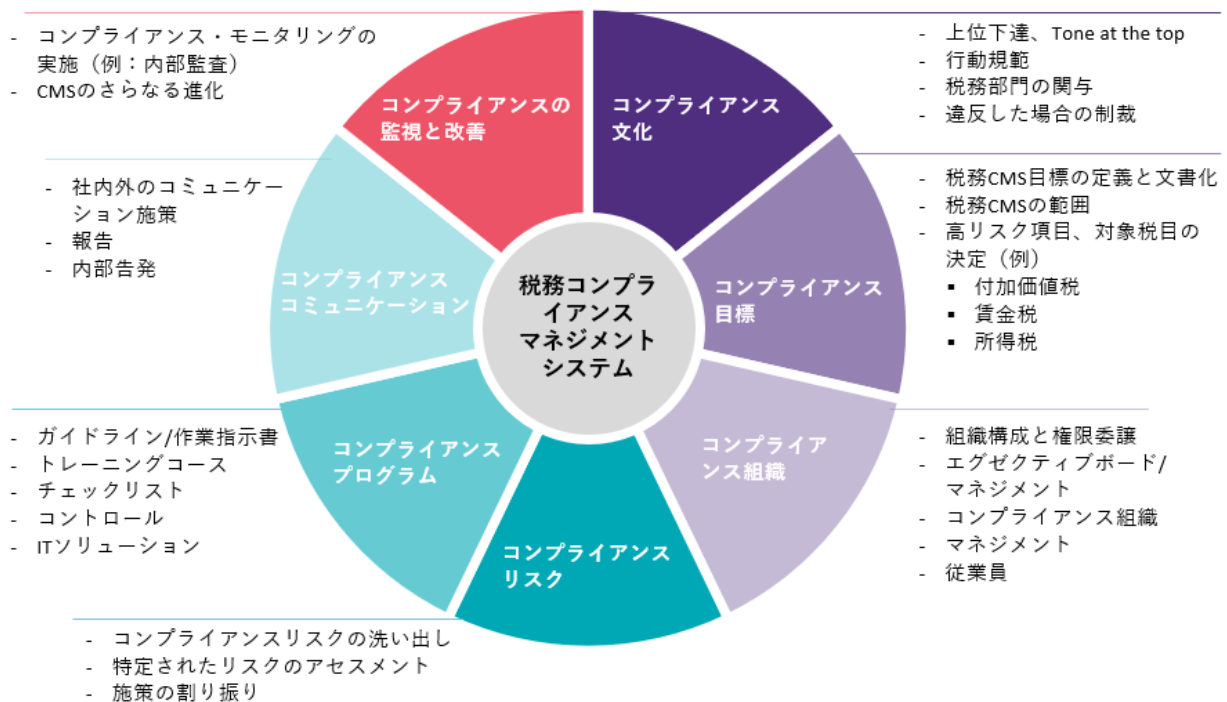
1. 課税ベースが正しく記録され、考慮されること。
2. 関連する税金が期限内に全額支払われこと。

TCMSでは継続的に税務リスクをマッピングし、個々のリスクに応じた適切な内部統制を構築する必要があります。また、TCMSの変更は遅滞なく文書化されなければなりません。TCMSの有効性が確認され、将来の税務調査の範囲を限定する通知を得たとしても、その後の納税者の状況の変化により、当該通知が取り消される可能性はあります。

### IDW PS980 に沿ったコンプライアンスマネジメントシステムの導入

ドイツでは、コンプライアンスマネジメントシステムの監査基準として、ドイツ会計士協会監査基準980（IDW PS980）が用いられています。IDW PS980は2011年3月に世界初のコンプライアンステスト規格として導入されましたが、その後の法規制の改正に合わせ、数度のアップデートを経てきました。

TCMSを導入する際には、最新のIDW PS980の要件に従って、以下の要素を含めることが有効と考えられます。



Source : Grant Thornton Germany

<sup>3</sup> EGAO 第 38 条参照

TCMS が税務当局の要求を満たしていることの確実性を高めるために、上記の監査基準に従って、整備状況及び運用状況の有効性を評価することををお勧めします。

当社の専門家は、TCMS の導入、最適化、監査について、喜んでサポートさせていただきます。

注：IDW PS 980 に準拠した CMS の監査については、[こちらの](#)記事もご参照ください。

## お問い合わせ先

Grant Thornton AG（グラントソントン・ドイツ）では、ドイツに進出する日系企業のために、デュッセルドルフ・オフィスにジャパンデスクを設けております。監査・保証業務、移転価格、グローバルタックスマネジメントを含む税制サポート、内部統制、事業戦略コンサルティングなど、貴社のドイツへの進出の程度や事業規模に応じたサービスのご提供が可能です。

ドイツでのビジネスサポートをお探しの日系企業様がありましたら、是非グラントソントン・ドイツ ジャパンデスクにご相談ください。

## 担当者



**井上 広志 Hiroshi Inoue**

Grant Thornton AG | Head of Japan Desk | Partner

公認会計士（日本）

E [hiroshi.inoue@de.gt.com](mailto:hiroshi.inoue@de.gt.com)

W [grantthornton.de](http://grantthornton.de)

## Disclaimer

本文書の正確性、適切性には慎重を期しておりますが、いかなる保証も与えるものではありません。本文書は情報提供のみを目的として作成されています。本文書で提供している情報は、利用者の判断・責任においてご使用ください。本文書は専門的、技術的、法律的なアドバイスを提供するものではありません。本文書で提供した内容に関連して、利用者が不利益等を被る事態が生じたとしても、グラントソントン及びグラントソントン加盟事務所は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。